

- (8) ベンチャー起業に関する啓発・教育等による本学発ベンチャー企業への支援
- (9) 地域専門人材育成及びリカレント教育への支援
- (10) その他センターの目的を達成するために必要な業務
(組織)

第5条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 産学官連携推進部門長
- (3) 知的財産部門長
- (4) スタートアップ支援部門長
- (5) センターの教育・研究担当を命ぜられた教員（以下「担当教員」という。）
- (6) 兼任教員
- (7) 特定教員（リサーチ・アドミニストレーター）
- (8) コーディネーター
- (9) その他の教職員
(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの管理運営を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 産学官連携推進部門長、知的財産部門長及びスタートアップ支援部門長（以下「部門長」という。）は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 部門長は、当該部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当教員)

第8条 担当教員の採用及び昇任等に関しては、別に定める。

(兼任教員)

第9条 兼任教員は、産学官連携、知的財産、スタートアップ創出等に関する専門的知識を有する本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特定教員（リサーチ・アドミニストレーター）)

第10条 特定教員（リサーチ・アドミニストレーター）の選考等に関しては、別に定める。

(コーディネーター)

第 1 1 条 センターに産学官連携等を推進するため、産学官連携コーディネーター、知的財産コーディネーター又はスタートアップ支援コーディネーターを置く。

2 コーディネーターの選考等に関しては、別に定める。

(客員教員及び特命教員)

第 1 2 条 センターに、客員教員及び特命教員（以下「客員教員等」という。）を置くことができる。

2 客員教員等の選考等に関しては、別に定める。

(運営委員会)

第 1 3 条 センターに運営委員会を置き、次に掲げる事項を審議する。

(1) 運営の具体的方策に関する事項

(2) その他センターに関する事項

第 1 4 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究機構長（以下「機構長」という。）及び研究機構副機構長（産学官連携担当）

(2) センター長

(3) 部門長

(4) 担当教員

(5) 特定教員（リサーチ・アドミニストレーター）

(6) 本学の教職員のうちから、機構長が指名する者

(7) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、機構長がその都度定める。

第 1 5 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 1 6 条 センターの事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10.1 16規則170)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16.11.25 16規則187)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 本規則施行後、最初に委嘱するセンター長並びに第9条第1項第3号及び第4号の委員の任期については、第5条第3項又は第9条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成18.4.1 18規則26)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18.11.9 18規則128)

この規則は、平成18年11月9日から施行する。

附 則 (平成19.4.1 19規則32)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.10.25 19規則84)

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

附 則 (平成20.3.1 19規則96)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20.4.1 20規則14)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学総合研究機構知的財産部規程(平成16年11月25日規則第185号)は、廃止する。

附 則 (平成20.8.7 20規則79)

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成24.6.21 24規則28)

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26.3.20 25規則36)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.3.17 27規則73)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学研究機構オープンイノベーションセンタープロジェクト推進部門に関する要項（平成26年3月28日制定）は、廃止する。

附 則（平成29. 3.28 28規則37）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.15 5規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 7.25 6規則14）

この規程は、令和6年7月25日から施行する。